

法務局に自筆の遺言書を預けることができます！

遺言は、相続をめぐる紛争を防止するために有用な手段です。また、自筆証書遺言は、自書さえできれば遺言者本人のみで作成でき、手軽で自由度の高いものです。しかし、遺言者本人の死亡後、相続人などに発見されなかったり、一部の相続人などにより改ざんされたりするおそれがあります。それらの問題を解消するのが、法務局における自筆証書遺言書保管制度です。

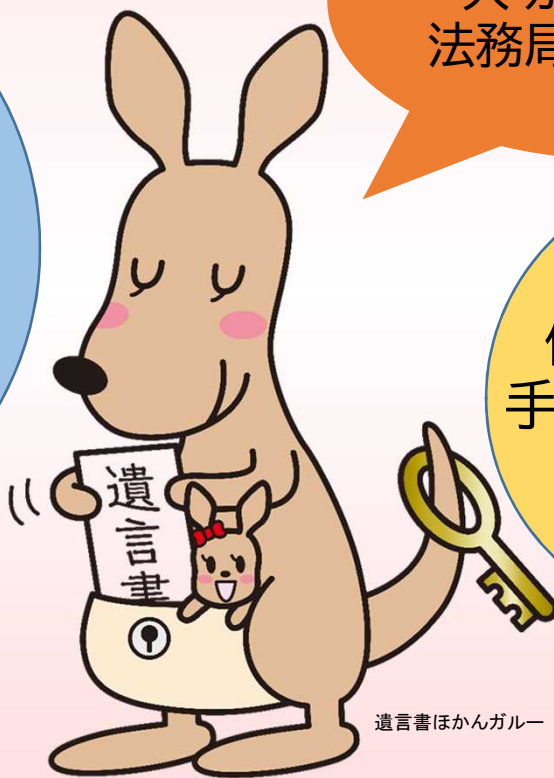
手続には
予約が必要です。
インターネット又は電話での予約が可能です。

法務局手続案内予約サービス専用ページ
<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>



あなたの大切な遺言書を法務局が守ります。

遺言書の保管申請には、手数料**3900円**がかかります。



遺言書ほかんガルー

千葉地方法務局管内の遺言書保管所

千葉地方法務局… ☎ 043-302-1318
佐倉支局…………… ☎ 043-484-1222
茂原支局…………… ☎ 0475-24-2188
松戸支局…………… ☎ 047-363-6278
柏支局…………… ☎ 04-7167-3309
木更津支局…………… ☎ 0438-22-2531

館山支局…………… ☎ 0470-22-0620
匝瑳支局…………… ☎ 0479-72-0334
香取支局…………… ☎ 0478-52-3391
船橋支局…………… ☎ 047-431-3681
市川支局…………… ☎ 047-339-7701

詳しくはこちらをご覧ください。

遺言書保管制度

検索



千葉地方法務局

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

～自筆証書遺言書保管制度～

あなたの大切な遺言書を法務局が守ります！

自分が亡くなった後、残された家族が財産で争わないようにしたい。

私名義の不動産を相続人の共有でなく、相続人の一人に相続させたい。

いつ何が起こるか分からないから万が一のために備えたい。

相続人以外に財産を譲りたい。



そんなお悩みをお持ちの方々に、**法務局**から提案があります！

法務局からの提案その1

遺言書の作成をおすすめします！

相続であなたの意思を実現させることができます。遺言書は、遺言者の死後に、財産の処分や相続分の指定などについて法的な効果を持ちます。



法務局からの提案その2

自筆により作成した遺言書の保管は、法務局の遺言書保管制度の利用をおすすめします！

- 法務局に保管することで、以下のメリットがあります。
- ・紛失や改ざんのおそれなくなります。
 - ・保管の際、法務局職員による遺言書の方式についての外形的な確認（全文、日付及び氏名の自書、押印の有無等）を行います。
 - ・家庭裁判所の検認が不要になります。
 - ・死亡後、法務局に保管している事実を相続人等へ通知することができます。

